

御宿町中小企業再建支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町内における新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の事業継続や再開を支援するため、「千葉県中小企業再建支援金」の給付を受けた町内の中小企業者に対し、予算の範囲内でこの要綱に定めるところにより、御宿町中小企業再建支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人のうち、別表に掲げる業種を営む者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付の対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 千葉県中小企業再建支援金交付要綱に基づき、千葉県中小企業再建支援金の給付を受けた町内に事業所を有する中小企業者であること。（法人の場合は、法人町民税納税義務者であること。個人の場合は、個人町民税納税義務者であること。）
- (2) 御宿町感染症蔓延防止協力金交付要綱（令和2年要綱第12号）に基づく協力金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当しないものとする。

- (1) 御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (2) 町税を滞納（過年度）している者

(支援金額)

第4条 支援金の額は、1交付対象者につき10万円とする。

(交付申請及び請求書)

第5条 支援金の交付を受けようとするときは、令和2年7月1日から令和2年10月30日までに御宿町中小企業再建支援金交付申請書兼請求書（以下「交付申請書兼請求書」という。）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 千葉県中小企業再建支援金交付決定通知書の写し又は入金を確認できる通帳の写し
- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) 振込先を確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し

(4) 町税の納税証明書(過年度)

(5) その他町長が必要と認める資料

2 支援金の交付の申請は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定したときは、御宿町中小企業再建支援金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(経理等)

第8条 支援金の交付を受けた者は、第5条第1項第1号に掲げる書類については、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告)

第9条 支援金の交付を受けた者は、第5条の規定による交付申請の内容に係る状況について、町長の要求があったときは速やかに状況を町長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、支援金の交付決定後に交付申請の内容に虚偽若しくは違反又は千葉県中小企業再建支援金の交付の決定が取り消された場合においては、第6条の交付の決定を取消しすることができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取消したときは、御宿町中小企業再建支援金交付決定取消通知書(別記第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援金の交付の決定を取消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
大分類C (鉱業、採石業、砂利採取業)
大分類D (建設業)
大分類E (製造業)
大分類F (電気・ガス・熱供給・水道業)
大分類G (情報通信業)
大分類H (運輸業、郵便業)
大分類I (卸売業、小売業)
大分類J (金融業、保険業)
大分類K (不動産業、物品賃貸業)
大分類L (学術研究、専門・技術サービス業)
大分類M (宿泊業、飲食サービス業)
大分類N (生活関連サービス業、娯楽業)
大分類O (教育、学習支援業)
大分類P (医療、福祉)
大分類Q (複合サービス事業)
大分類R (サービス業 (他に分類されないもの))

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

御宿町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

印

御宿町中小企業再建支援金交付申請書兼請求書

御宿町中小企業再建支援金交付要綱第5条の規定により支援金の交付を申請します。
下記の記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

なお、同要綱第6条の規定により支援金の交付が決定した場合、別添の口座に振込をお願いします。

記

1. 支援金交付申請額 100,000円

2. 申請基本情報

基本情報 (法人名又は個人 事業名)	フリガナ			
	名 称 (屋号)			
	住 所	御宿町		
	電話番号		営業内容	

※添付書類

- (1) 千葉県中小企業再建支援金交付決定通知書の写し又は入金を確認できる通帳の写し
- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) 振込先が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し
- (4) 町税の納税証明書（過年度）
- (5) その他町長が必要と認める資料

第2号様式（第5条関係）

誓 約 書

御宿町中小企業再建支援金に関して、次のとおり誓約します。

○御宿町から申請内容について、検査・報告の求めがあった場合はこれに応じます。

○業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。

○御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しません。

○交付申請の内容に虚偽若しくは違反又は千葉県中小企業再建支援金の交付の決定が取り消された場合は、支援金を返還することに応じます。

年 月 日

御宿町長 様

住 所

名 称

代表者

印

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

御宿町長

御宿町中小企業再建支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、下記のとおり決定したので、御宿町中小企業再建支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 支援金交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 支援金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。
 - (2) 支援金の交付決定後に交付申請の内容に虚偽若しくは違反又は千葉県中小企業再建支援金の交付の決定が取り消された場合は、支援金の交付の決定を取消すとともに、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を求めるものとする。
- 3 不交付の理由

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

御宿町長

御宿町中小企業再建支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した支援金については、御宿町
中小企業再建支援金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消しま
す。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定取消額 円

3 取消しの理由